

施設を利用するときの手続きについて

◆◆共通事項◆◆

①町内の教育・保育施設

| 利用施設 | 内容 | 対象年齢 |
|------------------|--|---------|
| 認定こども園 (幼稚園型) | 幼稚園と保育園の2つの性質を併せ持った施設です。 就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に捉え、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持っています。 | 3歳児～5歳児 |
| 保育園 | 保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。 | 0歳児～5歳児 |

| 園名 | 所在地 | |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 竜王町立竜王こども園 | 竜王町大字綾戸 250 番地 |  5 ページへ |
| 社会福祉法人 育新会 ひまわり保育園 | 竜王町大字岡屋 1282 番地の 1 | |
| 社会福祉法人 育新会 コスモス保育園 | 竜王町大字七里 878 番地 (竜王西小学校グラウンドの南側) |  11 ページへ |

②教育・保育認定

(1) 教育・保育認定とは

保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。

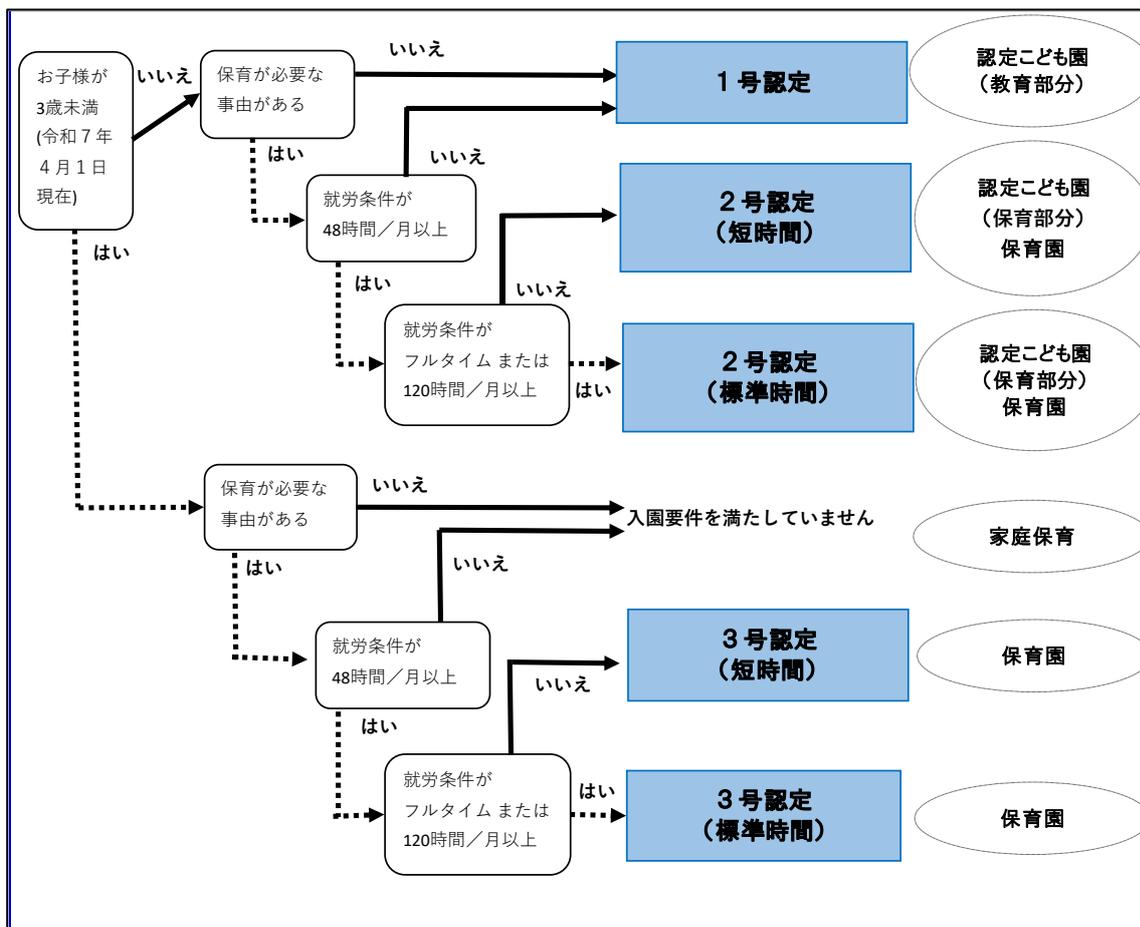
(2) 教育・保育給付認定区分（支給認定の種類）

施設の利用を希望する保護者は、利用のための「支給認定」が必要になります。

支給認定の種類には、「保育を必要とするかどうか」や子どもの年齢に応じて、1号認定・2号認定・3号認定の認定があります。

| 支給認定区分 | 利用する施設 | 対象となる子ども |
|--------------------|------------------|---|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 認定こども園 (幼稚園型) | 満3歳以上で、就学前の教育を希望される子ども |
| 2号認定 (保育認定) | 認定こども園 (幼稚園型) | 満3歳以上で、保護者の就労等で、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望される子ども |
| | 保育園 | 満3歳以上で、保護者の就労等で、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども |
| 3号認定 (保育認定) | 保育園 | 満3歳未満で、保護者の就労等で、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども |

●認定区分確認用フローチャート



(3) 教育・保育の認定基準・有効期間

| 教育・保育認定区分 | 保育の必要な事由 | 認定の基準・有効期間 |
|-----------|-----------|--|
| 1号認定 | | 小学校就学まで |
| 2・3号認定 | 就労 | 月120時間以上仕事をするを常態としていること (短時間認定の場合は月48時間以上) |
| | 妊娠・出産 | 妊娠中または出産後間がないこと 特別な理由を除き出産予定日の前2か月および後3か月 |
| | 疾病・障がい | 保護者が疾病にかかり、もしくは負傷した場合または精神もしくは身体に障がいがある場合 |
| | 介護・看護 | 同居の親族を常時介護または看護している場合 |
| | 災害復旧 | 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたって いる場合 |
| | 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている場合 入所期間は3か月まで |
| | 就学 | 就学・技能習得等のため通学している場合 |
| | 虐待やDVのおそれ | 児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により 保育が困難と認められる場合 |
| | 復職予定 | 現在育児休業中であるが、令和7年度中に復職予定の 場合 |
| | その他 | その他の上記に類する状態として、児童福祉の観点から 保育の必要がある児童等で町が認める場合 |

(4) 保育の必要量

保育認定(2・3号)を受けた方については、保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

| 認定 | 保育の必要量 | 利用時間 |
|----------------|--|----------|
| 保育標準時間 (認定) | 「月120時間以上仕事をするを常態としていること」および 「妊娠・出産」、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「災害復旧」、「就学」、「虐待またはDVのおそれ」 | 最長11時間/日 |
| 保育短時間 (認定) | 「月48時間以上～月120時間未満で就労していること」および 「求職活動」、「育児休業」 | 最長8時間/日 |

※「就労」認定について、月120時間未満の場合でも、保護者の勤務形態により、常態的に保育時間を超えて保育の必要が認められる場合であれば、「保育標準時間(認定)」での認定を行うことがあります。

※「保育標準時間(認定)」の方が「保育短時間(認定)」に変更することは可能です。